

## IV 保険給付に係る事務処理

特別加入者の業務又は作業の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、本人自身の判断によって、いわば主観的に決まる場合が多いことから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。

このため、特別加入者についての業務上外の認定は、申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、厚生労働省労働基準局長の定める基準に従って行うこととしている。(労災則第46条の26)

なお、災害発生後に補償の範囲に係る不服が生じないよう、加入時にあらかじめ、特別加入申請を行う事業主、団体及び加入希望者並びに事務組合及び特別加入団体に対して、保険給付の対象となる範囲について、十分に周知することが必要である。

また、特別加入者であっても災害発生時の就業状況等から実態が労働者であると認められる者については、労働者として保険給付すべきものであることに留意すること。

### 第1 業務遂行性

特別加入者についての業務上外の認定に当たり、業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

#### 1 業務遂行性が認められる範囲

##### (1) 中小事業主等

中小事業主等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

ア 申請書の業務の内容欄に記載された特別加入の申請に係る事業のためにする行為（事業主の立場において行う事業主本来の業務を除く。）及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）を行う場合

特別加入者が申請書に記載した労働者の所定労働時間内において業務行為を行っている場合は、労働者を伴っていたか否かにかかわらず、業務遂行性を認める。

また、中小事業主等の特別加入者が事業主の立場において行う事業主本来の業務、例えば、法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員・構成員として出席する事業主団体の会議、得意先等の接待等（資金繰り等を目的とする宴会、ゴルフ接待等）に出席する行為は、労働者が行う業務に準じた業務ということとはできないので、業務遂行性は認めないものである。したがって、例えば、中小事業主が商談、集金等のために外出し、途中で事業主団体等の会議に役員・構成員として出席する場合は、商談、集金等の業務行為が終了した時点で業務遂行性は失われる。

なお、「直接附帯する行為」の業務遂行性の具体的判断は、労働者の場合に準ずる。

イ 労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合

労働者の所定労働時間外又は所定休日における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働を行っている時間の範囲において、業務遂行性を認

める。

ウ ア又はイに接続して行われる業務（準備・後始末行為を含む。）を特別加入者のみで行う場合

ア又はイに接続して行われる業務とは、申請書の業務の内容欄に記載された所定労働時間若しくは労働者の時間外労働又は休日労働に接続して行われる業務のことである。労働者とともに就業していた場所において、特別加入者が単独で継続して就業した（又は就業が予定される）場合は、業務遂行性を認める。

例えば、当日やり残した仕事の処理、仕事全体が円滑、効率的に行われるために必要な前処理等の通常作業の準備のための作業等が考えられる。

また、当該業務の過程で、短時間の休息、休憩あるいは食事の行為があつたとしても、その間を除き、前後に接続して行われる業務として取扱う。

エ ア、イ及びウの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合

ア、イ及びウの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合も業務遂行性を認める。

なお、災害発生場所が、特別加入者が日常生活の用に供する施設であっても、日常生活の用に供する施設と事業用の施設とを区分することが困難な場合は、これらを包括して事業場施設とみなし、業務遂行性を認める。

オ 当該事業の運営に直接必要な行為（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）のために出張する場合

出張中の個々の行為の業務遂行性については、労働者に準じて判断する。例えば、出張中の恣意的な私的行為等については、業務遂行性は認められない。

カ 通勤途上であつて次に掲げる場合

(ア) 事業主が提供する労働者の通勤専用交通機関を利用中の場合

特別加入者が当該事業場の労働者のために提供している通勤専用交通機関に同乗している場合については、業務遂行性を認める。なお、事業主の送迎車による出退勤、又は事業主所有の自動車等を特別加入者が運転して出退勤する場合については、業務遂行性は認められない。

(イ) 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上の場合

特別加入者が、台風、火災等に際し、自宅から就業場所へ建物の保全等のため緊急に赴く場合については、業務遂行性を認める。

キ 当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合も業務遂行性を認める。

(2) 一人親方等

一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、事業の区分に応じて定めており、その内容は次のとおりである。

ア 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者  
当該一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

(ア) 免許を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む。）、貨物の積卸作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

特別加入者が営業免許又は許可を受けた事業の範囲内で、業務遂行性を認める。したがって、家族等を一定場所まで送る行為、銀行等に融資を受けるために赴く行為については業務遂行性は認められない。

(イ) 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上の場合

自宅と車庫が離れており、台風、火災等のため車庫の保全の必要性から車庫に緊急に赴く場合は、特に業務遂行性を認める。

イ 建設の事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

なお、電気管理技術者及び原状回復の作業にあつては、以下の「請負契約」を「委託契約」と読み替えるものとする。

(ア) 請負契約締結のために直接必要な行為を行う場合

請負契約締結行為、契約前の見積り、下見等の行為を行う場合について、業務遂行性を認める。ただし、自宅から直接下見現場等に赴く場合は、自宅から下見現場までの間については、通勤とみなされ業務遂行性は認められない。

(イ) 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

請負契約に基づく工事について業務遂行性を認める。特別加入者が自宅の補修を行う場合は、請負契約に基づく工事ではないことから、業務遂行性は認められない。

「直接附帯する行為」については、中小事業主等の場合に準じて判断するものとするが、作業途中において当該工事に必要な資材等を購入に行く行為等は必要行為に該当することから、業務遂行性を認める。

(ウ) 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

自家内作業場において請負契約によらないで、製造又は販売を目的として建具等を製造している場合については、業務遂行性は認められない。

(エ) 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類（鋸、鉋、刷毛、こて等）程度のものを携行して通勤する場合を除く。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

請負工事に係る機械及び製品を自宅から工事現場まで運搬する場合は、業務遂行性を認める。例えば、自宅から工事現場に赴く途中において、資材等を購入する場合は、自宅から資材店までの間は一般的に通勤とみられ、業務遂行性は認められないが、資材店から工事現場までの間については、業務遂行性が認められる。

また、「直接附帯する行為」とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいうが、この場合は、荷の積卸作業、運行中の自動車等の故障・修理等が該当する。

(オ) 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上の場合

自宅から請負契約に係る工事現場へ赴くのは一般的に通勤であり、業務遂行性は認められないが、台風、火災等のため工事現場へ建物の保全等のため緊急に赴く場合は、業務遂

行性を認める。

ウ 漁船による水産動植物の採捕の事業を行う者及びその事業に従事する者  
当該一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

(ア) 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

漁船を用いて行う水産動植物の採捕に限られるため、漁船を用いずに行う水産動植物の採捕の作業は、業務遂行性が認められないが、漁場において漁船から下船し、海苔等を採取する行為については、業務遂行性を認める。

「これに直接必要な用船中の作業」とは、漁船の運航作業、漁船の修理作業等をいう。

また、「これに直接附帯する行為」とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいうが、用船中における行為に限られるものである。

なお、当該特別加入者は、船員法第1条の適用のない船舶による水産動植物の採捕の事業を労働者を常態として使用しないで営む者であるから、船員法第1条の適用を受ける船舶における行為の場合は、当然、業務遂行性は認められない。

(イ) 最終の発地から漁船まで、又は漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合

(ウ) 突発事故による予定外の緊急の出勤途上の場合

台風等のため自宅から漁船へ赴く場合及び漁船等を避難又は補強するための用船中の作業を行う場合は、特に業務遂行性を認める。

エ 林業の事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

(ア) 森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路及びこれに接続する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為

(イ) 作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打合せ等を通常行っている場所（自宅を除く。以下「集合解散場所」という。）における作業及びこれに直接附帯する行為

(ウ) 集合解散場所と森林の中の作業地間の移動及びこれに直接附帯する行為

(エ) 作業に使用する大型の機械等を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為（(ア)～(ウ)に該当するものを除く。）

(オ) 台風、火災等の突発事故による緊急用務のために作業地又は集合解散場所に赴く行為

オ 医薬品の配置販売の事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認める。

ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第32条及び同法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第150条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。（S51.9.29基発第697号）

カ 再生資源取扱いの事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。(S55.3.31 基発第156号)

(ア) 再生資源を収集、運搬、選別又は解体する等の作業及びこれに直接附帯する行為

(イ) 再生資源を収集、運搬するために行われるトラック等の貨物運搬用車両等を運転又は操作する作業及びこれらに直接附帯する行為

再生資源の回収の事業を行う者で、自宅以外に作業場等の施設を有しない場合は、自宅を出てから自宅へ戻るまでの間、私的行為、恣意的行為を除き業務遂行性を認める。

(ウ) 台風、火災等の突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所等に赴く行為

キ 船員法第1条に規定する船員が行う事業及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。(H21.12.28 基発第1228第6号)

(ア) 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間の行動であって、恣意的行為等積極的な私的行為以外

(イ) 下船後における旅客の乗降のための作業、荷下ろし等の作業又は出荷のための作業など、事業のために直接附帯する行為

(ウ) 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上の場合

(エ) その他次の各事業における行為

a 漁業

漁場において船舶から下船し、水産動植物の採捕をするための行為については業務遂行性を認める。

b 建設業

次の行為について、業務遂行性を認める。なお、本建設の事業には、海面の浚渫、沈殿物の引き揚げ、潜水によって行われる海底測量等の事業が含まれる。

(a) 請負契約に直接必要な行為

(b) 請負工事現場において、船舶から下船し、請負契約に基づく工事及びこれに直接附帯する行為

(3) 特定作業従事者

ア 特定農作業従事者

特定農作業従事者の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

(ア) 自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械(以下「動力機械」という。)を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜(家きん及びみつばちを含む。)若しくは蚕の飼育の作業(以下「耕作等作業」という。)及びこれに直接附帯する行為を行う場合

特定農作業従事者たる自営農業者が委託を受けて他人のほ場等において当該作業を行う場合も業務遂行性を認める。

また、「農作業場」には、特別加入の対象となる事業場(ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、堆肥場・草刈り場・サイロ・むろ等の恒常的作業場等)のほか、他のほ場等を含み、

主として家庭生活に用いる場所を除く。また、ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、恒常的作業場及び共同集荷施設(いわゆる野菜集荷センター等)の相互間の合理的経路を含む(以下同じ)。

なお、「直接附帯する行為」としては、例えば耕作等作業中又は耕作等作業の前後において行う耕作等作業のための動力機械の点検・修理作業(日常行い得るものに限る。)、農産物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ集荷作業(出荷作業と認められるものを除く。)、動力機械をほ場相互間において運転若しくは運搬する作業、苗・農薬・堆肥等を共同育苗施設等とほ場との間でトラック等で運搬する作業が、原則として該当する。一方、例えば労働者をほ場までマイクロバス等で送迎する作業、農産物を市場までトラック等で出荷する出荷作業、畜舎・農舎の建築作業等は、原則として、「直接附帯する行為」に該当しない。

- (イ) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において、耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

高さが2メートル以上ある畜舎・農舎の屋根の補修作業又は雪下ろし作業は、当該補修作業等が他に委託するよりも農業を行う者が通常行うべきものであって農作業に密接不可分な場合に限り、業務遂行性を認める。

- (ウ) 農作業場の酸素欠乏危険場所における耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

「直接附帯する行為」としては、例えば家畜の飼育のための飼料の発酵・貯蔵又は土地の耕作のための堆肥の発酵・貯蔵が、原則としてこれに該当する。

- (エ) 農作業場において農薬散布作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する薬剤であって、同法第2条第3項の規定により登録を受けたものをいう。

- (オ) 農作業場において牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

牛・馬・豚に接触し又は接触のおそれのある作業に限り、業務遂行性を認めるものであり、牛・馬・豚のいない畜舎内の清掃等の作業については、業務遂行性を認めない。

また、「直接附帯する行為」としては、例えば家畜を一箇所に集めるため檻等に追い込む作業が、原則としてこれに該当する。

#### イ 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。

- (ア) 自営農業者がほ場又はほ道の作業場において、指定農業機械を用いて行う作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

指定農業機械のうち、動力脱穀機並びに動力カッター及びコンベヤー(S55.3.31基発第156号の記の2(2)ロ)を用いて行う作業については、ほ場及びほ道以外の作業場で行う場合においても、業務遂行性を認めるものとする。

また、自営農業者が行う作業には、他人のほ場等において指定農業機械を用いて行う作業も含むものである。

- (イ) 当該機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業(苗、

防除用薬、堆肥等を共同育苗施設等からは場等の作業場へ運搬する作業を含む。)及びこれに直接附帯する行為を行う場合

指定農業機械作業従事者たる自営農業者が、委託を受けて他人のほ場等において、指定農業機械を用いて行う作業であっても、「委託者」の所有する機械又は「委託者」が第三者から借り受け(燃料も委託者が調達し)た機械を「受託者」に使用させて作業を行わせるものである場合は、特別加入者としての業務遂行性を認める「委託を受けた作業」とは認められないこと。

また、「直接附帯する行為」とは、作業場と格納場所との間におけるトラクター等の修理、耕作機械、作物等の積卸作業等が該当するものである。

#### ウ 職場適応訓練従事者

職場適応訓練従事者の業務遂行性が認められる範囲は、労働者の場合に準ずる。

#### エ 事業主団体等委託訓練従事者

事業主団体等委託訓練従事者の業務遂行性が認められる範囲は、労働者の場合に準ずる。

#### オ 家内労働者等

家内労働者等の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。(S45. 10. 12 基発第745号)

(ア) 家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場において、申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業又はこれに直接附帯する行為を行う場合

業務遂行性が認められる「直接附帯する行為」とは、当該家内労働者等の作業場において行う当該作業の準備行為又は後始末行為をいう。したがって、自宅と自宅以外の当該家内労働者等の作業場との間、自宅又は自宅以外の当該家内労働者等の作業場と委託者の事務所との間の往復は含まれない。

(イ) 家内労働者が、当該家内労働者等の作業場に隣接した場所(作業場の敷地内、作業場前の道路上等)において行う家内労働に係る材料、加工品等の積み込み、積卸作業及び運搬作業を行う場合(S59. 9. 12 基発第483号)

#### カ 労働組合等の常勤役員

労働組合等の常勤役員業務の業務遂行性が認められる範囲は、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業(当該作業に必要な移動を含む。)を行う場合である。

事業場とは、当該労働組合の組合員が属する企業の事業場に限らず、広く事業が行われている敷地内を指すものである。

なお、争議行為そのものが法律(労働関係調整法第36条、第38条、特定独立行政法人労働関係法第17条第1項、国家公務員法第98条第2項、地方公務員法第37条第1項等)により禁止されている場合、当該争議行為を指導する作業は「当該労働組合等の活動に係る作業」に該当しないが、労働関係調整法第26条第4項、第37条第1項のような手続規定に違反した争議行為を指導する作業は、原則としてこれに該当することから、業務遂行性を認める。

## キ 介護作業従事者

介護作業従事者の業務遂行性が認められる範囲は、介護労働法第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの及びこれに直接附帯する行為を行う場合である。(H13.3.30 基発第233号)

なお、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事その他の当該者本人に必要な日常生活上の世話であり、直接本人の世話に該当しない行為、日常生活上の世話に該当しない行為は含まない。

また、「直接附帯する行為」とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。例えば、介護用器具の準備・後片付け等が該当する。

## (4) 海外派遣者

海外派遣者の業務遂行性が認められる範囲は、次のとおりである。(S52.3.30 基発第192号)

ア 労働者として海外派遣される者

国内労働者の場合に準ずる。

イ 事業主等として派遣される者

国内における中小事業主等の特別加入者の場合に準ずる。

## 2 業務遂行性の判断に当たっての留意事項

業務遂行性が認められる範囲の判断に当たっては、特に次の事項に留意すること。

### (1) 中小事業主等

ア 特別加入者が単独で行う業務が事業主本来の業務であったり、労働者の出勤が予定されない休日等に特別加入者が単独で作業を行う場合は補償の対象とはならないものである。

イ 建設事業を業とする者がその事業の一環として、当該者の所有する社屋、作業場、住宅等の工事を行う場合であって、当該者が当該工事に労働者を使用せず、単独で行うものは私的工事と認められ、補償の対象とはならないものである。

ウ 労働組合の非専従役員が、申請書に記載された所定労働時間以外の時間で、かつ、当該労働組合の労働者が就業していない時間に申請書に記載された業務を単独若しくは当該労働組合の他の特別加入者を伴って行う場合については、当該業務の遂行に当たり、労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかな場合に限って業務遂行性を認める。

労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかな場合とは、文書等による労働組合の代表者の積極的な命令があった場合のほか、明示の業務命令がない場合であっても、非専従役員の職務として当然予想される業務を行う場合で、かつ、当該業務が当該労働組合の業務計画等に基づいて行われたものであることが明確に証明できる場合を含む。(S59.10.11 基発549号)

## (2) 一人親方等

原動機付自転車を使用する貨物運送事業者についても当該事業の範囲内において、原動機付自転車を使用する作業、貨物の積卸作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合に業務遂行性を認めることとしているので、当該判断に当たっては、契約書等により業務内容を把握して、確認すること。

また、当該特別加入者であっても、他の事業者との間に使用従属関係が存在し、労働者性が認められる場合が考えられるので、請負等の契約形態のみをもって労働者性の判断をすることのないよう留意すること。

なお、労働者性の判断に当たっては平成19年9月27日付け基発第0927004号「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーの労働者性について」を参考にすること。(H25.3.1基発0301第1号)

## (3) 特定作業従事者

### ア 特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者

自営農業者が、委託を受けて他人のほ場等において作業を行う場合においては、業務遂行性の迅速な認定に資するため、委託を受けて行う作業（共同作業、手間貸しを除く。）については、事前に委託を受けた作業の内容を明らかにする書類を作成するよう指導するものとする。この指導は、指導要領（S40.12.6基発第1591号別添）により実施すること。

#### ○委託関係の内容を明らかにする書類の作成について（指導要領抜粋）

##### ① 農業機械銀行方式より委託を受けて農業機械作業を行う場合

農業機械銀行方式においては、一般に委託者が農業機械銀行に「農作業委託申込書」によって申込みこととなっており、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容が明らかになっているので、このような場合には、新たに書類を作成する必要はないこと。

##### ② 上記以外の方式により委託を受けて農業機械作業を行う場合

i 委託者・受託者の間において、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容を明らかにする契約書を作成し、その写しを、受託者が構成員となっている特別加入の承認を受けた団体に届け出ることとする。

ii 特別加入の承認を受けた団体が、農業機械銀行に準じて受託者の報告又は申し出を受けて、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容について事前に明確な記録を行っている場合は、iの契約書が委託者及び受託者の間で作成されたものとみなすこととする。

##### ③ 契約書及び記録の内容について

契約書及び記録の書式については、特に定めることとしなが、契約書及び記録には、おおむね次の事項に係る内容が記載されていけばよいものとする。

i 委託者の氏名、受託者の氏名

ii 委託期間

iii 作業場所

iv 作業内容

v 使用機械

#### イ 事業主団体等委託訓練従事者

委託訓練生であるか否かについては、公共職業安定所長が委託訓練生に対して交付する指示書若しくは推薦書又は特別加入団体の代表者の給付基礎日額の証明等により確認すること。(H1. 3. 23 基発第 135 号、H16. 5. 12 基発第 0512006 号)

## 第2 業務起因性

特別加入者の業務起因性の判断に当たっては、次の事項に留意すること。

### 1 業務起因性の判断

業務起因性の判断は労働者の場合に準ずる。

### 2 業務上外の判断についての留意事項

疾病に係る業務上外の判断のために就業時間の把握を行う場合は、当該特別加入者が客観的に就業したことが明らかな時間を就業時間とすること。

特別加入者の疾病に係る業務上外を判断する際に、特別加入者の長期間の就業時間の把握が必要となる場合もあるが、特別加入者の就業時間については、タイムカード、業務日報、コンピュータの使用時間の記録、施錠記録等の労働者の労働実態を示す客観的資料を参考に、関係者からの聴き取り等により、その就業実態を可能な限り詳細に把握し、労働者に準じた業務に就業していることが客観的に把握できた時間を就業時間として取り扱うこと。

## 第3 通勤災害

特別加入者の通勤災害についても、特別加入者の住居と就業の場所との間の往復の実情等を考慮し、労災保険の保護の対象としている（労災法第 33 条）。

ただし、自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者、漁船による水産動植物の採捕の事業を行う者及びその事業に従事する者、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者並びに家内労働者等の通勤災害については、その住居と就業の場所との間の往復の実態が明確でないこと等からみて、労災保険の保護の対象とはしないものである（労災法第 35 条第 1 項、労災則第 46 条の 22 の 2）。

なお、通勤災害の認定は労働者の場合に準ずる。

## 第4 保険給付等

特別加入者も労働者とみなされ、労災法第 3 章第 1 節から第 3 節及び第 3 章の 2 の規定による保険給付等を受けることができるが、請求手続、支給手続等について、次の事項に留意すること。

## 1 請求手続

保険給付等を受けようとする特別加入者は、次の事項に留意の上、請求書等をⅠの第9の1の(2)の所轄署長に対して提出する必要がある。

### (1) 事業主証明

ア 中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者（イ及びウを除く。）

当該特別加入者の保険給付等の請求に当たっては、請求書等記載事項のうち、事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、当該事項を証明することができる書類その他の資料を、当該請求書等に添付しなければならない。（労災則第46条の27第1項、2項）

イ 職場適応訓練従事者

当該特別加入者の保険給付等の請求に当たっては、請求書等記載事項のうち、事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、当該事業場に使用される労働者の場合と同様に、記載事項について被災時に作業を行っていた事業場の事業主の証明とともに、平均賃金欄に記載された給付基礎日額について、公共職業安定所長の証明を受けなければならない。

ウ 事業主団体等委託訓練従事者

当該特別加入者の保険給付等の請求に当たっては、請求書等記載事項のうち、事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、当該特別加入団体の代表者が行わなければならない。また、証明事項のうち「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」等については、委託を受けて訓練を実施した事業主団体等が、その事実を証明する書類を作成し、当該書類を請求書等に添付する必要がある。なお、平均賃金欄に記載された給付基礎日額については、特別加入団体の代表者の証明を受けなければならない。（H1. 3. 23 基発第135号）

### (2) 海外派遣者の請求手続（S52. 8. 24 基発第481号）

ア 派遣元事業主の経由

海外派遣者の保険給付等の請求は、派遣元事業等の事業主を経由して行わなければならない。（労災則第46条の27第5項）

イ 必要な添付資料

(ア) 業務災害の発生状況に関する資料として、海外出張者の業務災害の場合と同様、派遣先の事業の事業主の証明書及び在外公館の証明書、新聞記事等の添付を求めること。（労災則第46条の27第2項）

請求書等記載事項のうち、事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、派遣元事業等の事業主の証明を受けなければならないこととするが、当該請求書等には、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」及び「休業の期間」についての派遣先事業等の事業主の証明書を必ず添付すること。「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」についての証明書は、最初の請求書に添付すれば足りる

こと。なお、証明書の様式は任意のものであって差し支えない。

- (イ) 療養（補償）給付たる療養の費用の請求に当たっては、請求書に、当該療養に要した費用の額を証明することができる診療担当者（医師、その他診療、薬剤の支給を担当した者をいう。）の明細書及び領収書の添付を求めること。
- (ウ) 請求書等及びこれに添付すべき書類その他の資料が外国語で記載されている場合には、派遣元事業等の事業主から請求書等と同時に、それらを日本語に翻訳したものの添付を求めること。

## 2 支給に当たっての留意事項

特別加入者への保険給付等に当たっては、次の事項に留意すること。

### (1) 全部労働不能

休業（補償）給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について、全部労働不能であることがその支給事由となるものである。

(注) 全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、第1の1の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう。

### (2) 保険給付を受ける権利

保険給付を受ける権利は、その者が特別加入者でなくなっても変更されない（労災法第34条第4項）。これは、労働者の場合の労災法第12条の5第1項の規定と同旨である。

### (3) 特別支給金

特別加入者については、特別給与（ボーナス等）を基礎とする特別支給金は支給されない。（特別支給金則第19条）

### (4) 費用徴収

特別加入者には、事業主からの費用徴収及び通勤災害における一部負担金に関する規定（労災法第31条）の適用はない。（労災法第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項）

### (5) 年齢階層別最低・最高限度額

特別加入者に係る給付基礎日額については、年齢階層別最低・最高限度額の適用はない。（労災則第46条の20第2項、第3項）

### (6) 二次健康診断等給付

二次健康診断等給付は、事業主による業務軽減などの適切な予防対策に結びつけることを趣旨としているが、特別加入者については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の適用がないことから定期健康診断等の適用対象となっておらず、健康診断の受診について自主性に任されていることから、二次健康診断等給付の対象としない。（H13.3.30基発第233号）

(7) 海外派遣者に係る留意事項 (S52.8.24 基発第 481 号)

ア 療養（補償）給付

(ア) 療養（補償）給付たる療養の費用については、事業場を管轄する署において請求額に相当する額に係る支給決定を行うこととなるが、当該診療内容については、事前に局に設けられている労災診療費審査委員会等において医学的審査を行うこと。審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識に照らして妥当と認められるかどうかによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はない。

なお、請求内訳について疑義が生じた場合には適宜本省補償課へ照会すること。

(イ) 療養（補償）給付たる療養の費用の額の支給決定に当たっては、当該療養に要した費用の額は、支給決定日における外国為替換算率（売レート）により換算した邦貨額によること。また、外国送金については、支出官事務規程に定めるところによるほか、昭和 38 年 6 月 5 日付け基発第 610 号により指示したところによること。

なお、この場合において、当該外国為替換算率についての金融機関の証明書を支給決定決議書に添付すること。

イ 保険給付に関する処分の通知

保険給付等に関する処分の通知は、原則として、派遣元事業等の事業主を経由して、請求人、申請人、受給権者又は受給権者であった者に行うものとする。ただし、年金給付に関しては、この限りでない。

ウ 受任者払い

休業（補償）給付及び療養の費用の支払については、派遣元事業等の事業主が立替払いをしている場合には、受任者払い（昭和 43 年 3 月 9 日付け基発第 114 号）とすることとして差し支えないものであること。

エ 調整

特別加入者が、同一の事由について派遣先の事業の所在する国の労災保険から保険給付が受けられる場合にも、我が国の労災保険給付との間の調整は行う必要はないが、派遣先国における交通事故等第三者行為災害で加害者から損害賠償を受けた場合等は、調整を行うこと。

なお、この調整に伴う事務処理については、損害賠償を先に受けた場合には、国内における場合と同様に保険給付を調整することとなるが、国外における求償事案が発生した場合には、当該国の法律等の調査が必要となることから、本省補償課あて照会すること。

(8) 船員である特別加入者に係る留意事項

船員である特別加入者に係る事案について、不支給とするものは、必ず事前に本省補償課に報告すること。

**3 保険給付の支給決定時における加入時健診の結果の活用**

特別加入に係る業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病及び特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、当然保険給付は行われなことから、次のとおり加入時健康診断の結果を活用すること。(S62.3.30 基発

第 175 号)

(1) 加入時に既に当該疾病の症状が労災保険の療養補償給付の対象となる程度まで進行していたことが明らかな者  
当該者については、特別加入後に当該疾病を事由とする保険給付の請求があっても保険給付は行わない。

(2) 加入時に症状又は障害の程度が、当該業務からの転換が必要と認められる程度までは進行していなかったため、特別加入が制限されなかった者

特別加入予定者の症状又は障害の程度が、当該業務からの転換が必要と認められなかったため、当該業務に係る特別加入が制限されなかった者から、特別加入後に当該疾病に罹患したとして保険給付の請求があった場合は、特別加入前又は加入後の有害因子へのばく露のいずれが当該疾病の発症の有力な要因であるかについて医学的に判断することとし、加入時点における疾病の程度及び特別加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間等からみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる場合には、保険給付は行わない。

(3) (1)及び(2)により特別加入者として保険給付を受けられない場合

特別加入後に保険給付の請求があった場合であって、(1)及び(2)により特別加入者として保険給付を受けられないときであっても、特別加入前に労働者として当該業務に従事した期間がある場合には、その期間の有害因子へのばく露の状況を十分調査し、その間の業務が当該疾病の有力な原因となっていると認められる場合には、労働者に係る保険関係により給付手続を行う。

#### 4 粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱い

業務起因性が認められたもののうち、労働者等の粉じん作業従事期間に労働者及び特別加入者のそれぞれの粉じん作業従事期間を有している場合であって、粉じんの種類及び濃度に明らかな差異が認められないときの保険給付手続は、次のとおりである。(S61.2.3 基発第 51 号)

なお、業務起因性の判断は、昭和 61 年 2 月 3 日付け基発第 51 号により行うこと。

(1) 労働者に係る保険関係により給付する場合

労働者としての粉じん作業従事期間が、特別加入者としての粉じん作業従事期間より 3 年以上長いと認められる場合

(2) 特別加入者に係る保険関係により給付する場合

特別加入者としての粉じん作業従事期間が、労働者としての粉じん作業従事期間より 3 年以上長いと認められる場合

(3) 最終の粉じん作業従事期間に係る保険関係により給付する場合

労働者としての粉じん作業従事期間と特別加入者としての粉じん作業従事期間に 3 年以上の差がない場合

## 5 労働者としての石綿ばく露期間のある特別加入者の給付基礎日額の取扱い

労働者としての石綿ばく露期間がある特別加入者であって、石綿関連疾患に罹患している者（当該石綿関連疾患により死亡した者を含む。）のうち、特別加入していた期間における石綿ばく露作業が、それ以前の作業内容と異なり極めて軽微な石綿ばく露作業である一方、労働者期間における石綿ばく露作業が石綿関連疾患に罹患するおそれの高い作業であったと認められるなど、当該特別加入期間における保険関係、給付基礎日額をもって保険給付を行うことが明らかに不合理な場合については、当該特別加入期間以前において、石綿ばく露作業に従事した最終の事業場の保険関係及び給付基礎日額をもって保険給付を行うこと。

なお、当該事務処理に疑義がある場合については、本省補償課と協議すること。

## 6 法人の代表者等の場合の留意事項

健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷について、労災保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務に起因する疾病、負傷又は死亡を除き、健康保険の給付対象とされている。

ただし、法人の役員としての業務であっても、被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、当該法人における従業員（法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものについては、健康保険の給付対象となるものである。（健康保険法第1条、第53条の2、健康保険法施行規則第52条の2）

### (1) 労災保険と健康保険の関係

被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の代表者等のうち、労災保険の特別加入をしている者及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であって、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべき者に対しては健康保険の給付を行わないこととされている。

### (2) 照会への対応

法人の代表者等の傷病について健康保険に請求がなされた事案のうち、全国健康保険協会都道府県支部における調査の過程において、請求人からの申告のみでは当該請求人が労災保険の特別加入者であるか否かが不明確である場合等については、全国健康保険協会都道府県支部から局に対して、当該請求人が労災保険の特別加入者であるか否かを確認するための照会がなされる場合がある。

この場合には、局において当該請求人が特別加入者であるか否かを確認の上、その有無を回答すること。

## 7 支給制限

### (1) 労災法第12条の2の2の規定による支給制限

労災法第33条各号に該当する者についての支給制限は、特別加入者を労働者とみなし、同法第12条の2の2の規定により行う。

#### ア 第1項関係

本項の規定は、特別加入者の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直後の原因となった事故の発生について、特別加入者に意図した故意がある場合に適用する。

#### イ 第2項関係

本項の規定は、事故発生の直接の原因となった行為が、法令（労働基準法、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、道路交通法等）上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反し又は違反する行為に相当すると認められる場合に適用し、支給制限の方法は、昭和40年7月31日付け基発第906号通達記の第1のⅡ及びⅢに準ずる。

この場合において、法令上の危害防止に関する規定の罰則の附されているものについての違反の有無を判断するに際しては、労働基準法、労働安全衛生法及び鉱山保安法関係法令については、特別加入者を労働者とみなして判断するものとする。また、建設業の一人親方及びその事業に従事する者については、例えば、労働安全衛生規則第108条の2のように、使用者の遵守義務の履行が先行する条項については、使用者の遵守義務の履行はあったものとして判断すること。

#### (2) 労災法第12条の2の2と同法第12条の4第1項が同時に適用される場合

これには特別加入者の事故が第三者行為災害であって、当該特別加入者の故意又は重大な過失をも原因としている場合が該当し、この場合においては、まず、同法第12条の2の2の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について同法第12条の4の規定を適用する。

#### (3) 労災法第34条第1項第4号、第35条第1項第7号及び第36条第1項第3号の規定による支給制限

これには特別加入保険料滞納期間中及び中小事業主の故意又は重大な過失により、特別加入者に係る事故が発生した場合が該当するが、これらの規定の適用要件及び支給制限の方法については、事業主からの費用徴収の取扱い（昭和47年9月30日付け基発第643号通達（記の4を除く。））に準ずる。

#### (4) 支給制限に関する規定が重複して適用される場合

##### ア 労災法第12条の2の2と、同法第34条第1項第4号前段、第35条第1項第7号又は第36条第1項第3号の規定とが同時に適用される場合

これには特別加入保険料滞納期間中に特別加入者の故意又は重大な過失による事故が生じた場合が該当する。

この場合は、まず同法第12条の2の2による支給制限を適用し、その残余の部分について同法第34条第1項第4号前段、第35条第1項第7号又は第36条第1項第3号による支給制限を適用する。

##### イ 労災法第12条の2の2と同法第34条第1項第4号後段とが同時に適用される場合

これには特別加入者に係る事故が、当該特別加入者の故意又は重大な過失と同時に、事業主の故意又は重大な過失をも原因として発生したものである場合が該当する。

この場合の支給制限は、第34条第1項第4号後段のみを適用する。

ウ 労災法第 34 条第 1 項第 4 号の前段と後段とが同時に適用される場合

これには中小事業主等の特別加入保険料滞納期間中に、中小事業主の故意又は重大な過失により中小事業主等の特別加入者に係る事故が発生した場合が該当する。

この場合は、いずれか支給制限率の高い方の規定のみを適用する。

## V 特別加入者の保険料

### 第1 特別加入保険料

特別加入者の保険料の額は、特別加入者全員の保険料算定基礎額（各特別加入者の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第4の右欄に掲げる額）の総額に特別加入の種類ごとに定められた特別加入保険料率を乗じて得た額である。また、当該保険料の納付義務は、特別加入の承認を受けた団体又は事業主が負うこととなる。

なお、中小事業主等の場合、継続事業に対する労災保険率メリット制の適用に当たっては、中小事業主等もその事業についての労働者数に算入し、当該保険料の額も一般保険料の額に加えて算定する。

#### 1 特別加入保険料率

##### (1) 第1種特別加入保険料率

中小事業主等については、その事業に使用される労働者とみなされ、その事業についての一般保険料に係る保険料率から第1種特別加入保険料率（平成25年度末時点では0）を減じた保険率が適用される。（徴収法第13条、徴収則第21条の2）

##### (2) 第2種特別加入保険料率

一人親方等及び特定作業従事者については、事業又は作業の種類ごとに定められた保険料率（第2種特別加入保険料率）が適用される。（徴収法第14条、徴収則第23条）

##### (3) 第3種特別加入保険料率

海外派遣者についての特別加入保険料率（第3種特別加入保険料率）は、派遣元及び派遣先の事業の種類にかかわらず一律に適用される。（徴収法第14条の2、徴収則第23条の3）

#### 2 保険料算定基礎額

特別加入者の保険料算定基礎額は、特別加入者の加入期間（加入月数）に応じた額である。原則として、特別加入を継続する場合は年度単位（12か月分）の額となるところであるが、年度途中で加入・脱退があった場合は、保険料算定基礎額を12で除して得た額に加入期間の月数を乗じて特別加入保険料を算定する（徴収則第21条、第22条及び第23条の2）。

なお、中小事業主等の場合であって、有期事業の保険関係に基づく特別加入にあっては、特別加入者ごとに、当該保険関係に係る全期間に「保険料算定基礎額」を乗じて得た額がその者の「保険料算定基礎額」となる。

#### 3 増加概算保険料

次に掲げる場合であって、徴収法第16条及び徴収則第25条の規定に該当するとき（増加後の保険料算定基礎額の見込額が増加前の保険料算定基礎額の見込額の100分の200を超え、かつ、増加後の保険料算定基礎額の見込額に基づき算定した概算保険料と既に納付した概算保険料との差額が13万円以上となる場合）は、増加概算保険料の申告及び納付義務が生ずる。

(1) 中小事業主等

中小事業主等については、特別加入者又は労働者の増加等の結果、中小事業主等に係る保険料算定基礎額と労働者に係る賃金総額との合計額が増加した場合

(2) 一人親方等及び特定作業従事者

一人親方等及び特定作業従事者については、特別加入団体の構成員である特別加入者が増加した結果、保険料算定基礎額の総額が増加した場合

(3) 海外派遣者

海外派遣者については、特別加入者が増加した結果、保険料算定基礎額の総額が増加した場合

## 第2 保険料の徴収

特別加入者の保険料の徴収については、次の所掌により行う。

### 1 事務組合に労働保険事務を委託している場合

事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が所掌する。

### 2 事務組合に労働保険事務を委託していない場合

全ての特別加入者に係るものについて、特別加入団体又は事業場の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が所掌する。

(1) 一人親方等

一人親方等に係る労働保険料は、特別加入団体のみが直接かつ最終的な納付義務者となるため、納付の督促、延滞金の賦課滞納処分等の第2種特別加入保険料徴収に関する措置は、団体に対してのみ行うことができる。

なお、当該団体が構成員等から第2種特別加入保険料相当額をいかなる方法で徴収するかは、団体の内部で処理することとなる。

(2) 家内労働者等

家内労働者等の特別加入保険料は、加入者自身が負担するのが原則であるが、家内労働審議会の家内労働対策に関する答申において、「保険料は委託者において一括納入するものとする。」とされ、さらに同答申における審議会了解事項として、同答申の意味は①保険料の徴収手続として規定したものであり、②保険料分は委託者が實際上負担するものとし、③このため必要な行政指導を行うこととされている。(S45.10.12基発第742号)

(3) 職場適応訓練従事者

職場適応訓練従事者に係る特別加入保険料は、確定保険料申告書の提出に際して賃金総額

の内訳書の添付を求めること。

(4) 事業主団体等委託訓練従事者

事業主団体等委託訓練従事者に係る概算保険料の申告、納付については、当該年度内の委託訓練生の見込み数により行い、確定保険料申告書の提出に際しては、賃金総額の内訳書（H1. 3. 23 基発第 135 号別紙 4）の添付を求めること。